

「NO！カスハラロゴマーク」の決定

1 趣旨

令和7年6月に労働施策総合推進法が改正され、全ての事業主にカスハラ対策が義務付けられる。(R8.10.1施行)

県内企業がカスハラ対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備するための周知啓発の一環として、「NO！カスハラロゴマーク」を作成した。

2 デザイン



3 選定の理由

- ① カスハラがなくなることによって笑顔が増えるようなイメージであること
- ② キャラクターの輪郭が「NO！」の形で表現されていること
- ③ 笑顔で寄り添う「就業者」と「顧客等」が対等に協力し、敬意を払う姿が表現されていること
- ④ カスハラがなくなることによって、やさしさ・笑顔・気遣い・思いやりが増えるという願いが込められていること

【担当課】

商工労働水産部雇用労政課
課長 田之上
電話 099-286-3011